



ARIB STD-T106

構内無線局 陸上移動局
920MHz帯移動体識別用無線設備

920MHz-BAND RFID EQUIPMENT
FOR PREMISES RADIO STATION
AND LAND MOBILE RADIO STATION

標 準 規 格

ARIB STANDARD

ARIB STD-T106 2.0版

2012年 2月14日 策 定
2017年10月17日 1. 1改定
2019年 4月12日 2. 0改定

一般社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses

ま え が き

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な要件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備、放送設備の適性品質、互換性の確保等、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準を取りまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、2012年2月14日に構内無線局920MHz帯移動体識別用無線設備について1.0版が策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者等の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。その後、2017年（平成29年）9月11日の省令改正の告示を受けて、1.1版へ改定され、後に2019年（平成31年）3月27日に公布された電波法施行規則等の一部を改正する省令を受けて、2.0版へ改定されたものである。

本標準規格で規定する無線設備は、916.7～920.9MHzを使用するもので、近隣の同システムへの有害な電波干渉を回避するために、「運用規定」を作成し、付録として添付した。

本標準規格が、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

なお、本標準規格にある空中線電力が1mW以下の局（チャンネル1から5）の無線チャンネル割当てについてと、空中線電力250mW以下の局の共用化方式の境界周波数（本標準規格では922.3MHz）については、国際規定や無線局の普及の状況により見直すことを付記する。

目 次

まえがき

第 1 章 一般事項.....	1
1.1 概 要.....	1
1.2 適用範囲.....	1
1.3 参照文書.....	1
第 2 章 標準システムの概要.....	3
2.1 標準システム.....	3
2.1.1 標準システムの構成.....	3
2.1.2 標準システムの運用形態.....	3
2.2 標準システムの主要諸元と機能.....	5
第 3 章 無線設備の技術的条件.....	7
3.1 一般条件.....	7
3.1.1 伝送内容.....	7
3.1.2 電波型式.....	7
3.1.3 周波数.....	7
3.1.4 使用環境条件.....	7
3.2 質問器.....	7
3.2.1 送信装置.....	7
3.2.2 受信装置.....	12
3.2.3 制御装置.....	12
3.2.4 筐 体.....	13
3.3 データ処理装置とのインタフェース.....	13
3.4 空中線.....	13
3.5 応答器.....	13
第 4 章 電波防護への適合性.....	15
第 5 章 測 定 法.....	17
第 6 章 無線局種の概要.....	19
付録 運用規定.....	21
1. 概 要.....	21
1.1 目 的.....	21
1.2 適用範囲.....	21
1.3 対象システム.....	21

2. 干渉回避技術等	21
2.1 チャンネルプラン	21
2.2 同一チャンネルを利用する際の干渉回避例.....	22
2.3 参考(特定小電力無線局について).....	22
2.4 陸上移動局の構外におけるパッシブタグ運用条件	26
2.5 航空無線への影響	27
3. 医療機器への影響.....	27
4. プライバシー保護.....	27
5. 920MHz 帯のチャンネル割当表.....	28